

岐阜県立不破高等学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 29 年 4 月策定

<p>本校の目指す学校像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に根差し、地域に貢献できる人材を育成し、地域に愛され信頼される学校を目指す 	<p>本校の教育目標</p> <p>歴史と伝統を誇る学校として、校訓「あかるく、さとく、たくましく」を旨とし、「知・徳・体」の調和のとれた人格の形成を図るとともに、生徒一人一人の個性的で多様な進路の実現を図る。</p>	<p>関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・教育基本法 ・いじめ防止対策推進法 ・学習指導要領 ・国・岐阜県の基本方針
<p>本校の育てたい生徒像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力、基本的生活習慣、共生力協働力、自己決定力を身に付け、進路目標の実現に向けて努力することができる生徒を育てる。 	<p>いじめ防止のための基本理念</p> <p>いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。</p> <p>そのために、本校では「いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべて生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるように、いじめ未然防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめ防止対策を行う。</p>	<p>いじめ防止対策委員会</p> <p>【学校関係者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長、教頭 ・生徒指導部長、学年主任 ・養護教諭、人権担当 ・特別支援教育コーディネーター <p>【第三者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士 ・社会福祉士 ・保護者代表(PTA 会長) ・地域代表(学校評議員) ・教員OB
<p>いじめの定義</p> <p>当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。</p>		

